

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月 9 日（火）第3458号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第37号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年鹿児島県規則第29号）の一部を次のように改正する。

「小林洋子」を「苧坂かおり」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月11日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 6 号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成18年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 第 3 号 中「小林洋子」を「苧坂かおり」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年10月11日から施行する。